

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公表番号】特表2019-515942(P2019-515942A)

【公表日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2019-022

【出願番号】特願2019-500021(P2019-500021)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/505	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 0 1 N	1/02	(2006.01)
A 0 1 N	43/54	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/505	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	47/10	
A 0 1 N	1/02	
A 0 1 N	43/54	C

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月17日(2020.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アンブリセンタンを含む、治療を必要とする対象者における肝腎症候群の治療用医薬組成物であって、対象者におけるアンブリセンタンの血漿レベルが約100ng/ml未満に維持される、医薬組成物。

【請求項2】

アンブリセンタンを含む、治療を必要とする対象者における難治性腹水の治療用医薬組成物であって、対象者におけるアンブリセンタンの血漿レベルが約100ng/ml未満に維持される、医薬組成物。

【請求項3】

アンブリセンタンを含む、治療を必要とする対象者における希釈性低ナトリウム血症の治療用医薬組成物であって、対象者におけるアンブリセンタンの血漿レベルが約100ng/ml未満に維持される、医薬組成物。

【請求項4】

アンブリセンタンを含む、治療を必要とする対象者における心腎症候群の治療用医薬組成物であって、対象者におけるアンブリセンタンの血漿レベルが約100ng/ml未満に維持される、医薬組成物。